

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の総務省関係規定の施行等に関する政令（概要）

1 趣旨

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号。以下「法」という。）の施行に伴い、同法の総務省関係規定の施行等に関し必要な事項を定めるもの

2 内容

法の規定に基づき、以下の事項を定めるもの

- ・市町村の仮庁舎の建設等に要する経費の補助の対象となる情報システム
- ・消防施設の復旧に要する経費の補助の対象となる消防の用に供する施設
- ・東日本大震災のための地方税等の減免によって生ずる財政収入の不足を補うために発行することができる地方債の平成 24 年度以降の発行可能年度並びに利率及び償還方法
- ・地方税法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 30 号）等の施行による地方税等の減収額を埋めるために発行することができる地方債の利率及び償還方法
- ・退職共済年金の決定の特例の対象となる給付
- ・財政再生計画について総務大臣の同意を得ていない地方公共団体が地方債を起こすことができる場合の特例

3 施行期日

公布の日